

多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

経済・社会のグローバル化、単身世帯の増加など世帯構成の変化、正社 員以外の労働者の増加など雇用・就業環境の変化等が進む中、これまであ まり表面化してこなかった新たな問題が見えるようになってきました。

ひとり親家庭、高齢者、若年層といった人たちの中で、経済的自立が困難であったり、就業機会が不足していたり、地域社会とのつながりに乏しく孤立しているなど、困難な課題に直面する人が増加しており、特にコロナ禍においてその深刻化が懸念されています。

現実にこの状況に置かれている男女が、個人の力だけで課題を解決することは極めて難しく、行政による公助だけでなく、企業、NPOや地域社会等による共助による支援を実施しながら、最終的には、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮できるようにすることは、都の男女平等参画社会の理念を実現するためにも必要です。

支援に当たっては、抱える課題が男女により異なる場合も多いことから、 男女平等参画の視点に配慮した対応が求められます。

また、障害者であることや、性的少数者であることなどを理由として困難な状況におかれている場合もあり、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

男女平等参画社会の実現に向けて、多様性を尊重するとともに本項に掲げる対象以外にも、困難を抱える人々、そのことに自ら声を上げられない人々を取り残すことなく、それぞれの事情に応じた取組を推進していくことが必要です。

第3章 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

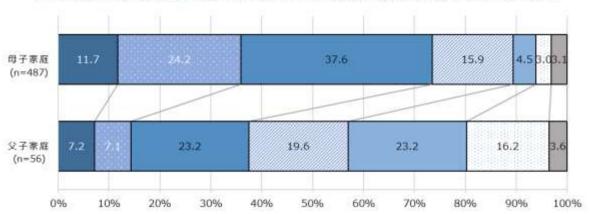
1 ひとり親家庭への支援

現状・課題

- 〇 令和3年の都内におけるひとり親家庭の世帯数は、母子世帯が約114,600世帯、父子世帯が約23,500世帯と推計されています。
- 〇 平成 29 年度東京都福祉保健基礎調査によると、母子世帯の 89.9%、父子世帯の 91.1%が就業しています。雇用形態をみると、母親では、正規の職員・従業員の割合が 42.5%、パート・アルバイトが 32.0%であるのに対し、父親では、正規の職員・従業員が 78.4%、自営業が 5.9%となっています。
- 母子世帯の年間収入は、200万円未満が全体の35.9%、200~400万円 未満が37.6%となっています。父子世帯では200万円未満の割合は、 14.3%、200~400万円未満が23.2%です(図Ⅲ-1)。
- 現在困っていることとしては、母子世帯では「家計」(73.6%)、「子供の教育・進路・就職」(55.7%)を挙げる人が多く、経済的な自立に向けた支援を特に必要としていることがうかがえます。一方、父子世帯では「子供の教育・進路・就職」(55.6%)、「子供の世話」(55.6%)、「家事」(25.9%)、「仕事」(25.9%)となっており、生活面での支援を特に必要としていることがうかがえます(図Ⅲ-2)。
- 内閣府男女共同参画局のコロナ禍の女性への影響と課題に関する研究会の緊急提言ではコロナ禍においてシングルマザーの収入減少、生活困窮が訴えられており、ひとり親家庭への支援強化が必要とされています。
- O ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的、精神的な負担も大きいこと、また、経済的に困窮している家庭が多いことなどから、子供が保育や教育を受ける機会の確保も含めて、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。また、忙しいひとり親が多くの情報の中から必要な支援を見つけ出すことができるような情報発信も重要です。
- また、母子家庭、父子家庭には、ひとり親家庭に共通する課題に加え、 各々の特性に応じた課題があります。そのため、母子家庭・父子家庭の特性 やニーズを把握した上で、それぞれに配慮した施策を進める必要があります。

(図Ⅲ-1)母子世帯と父子世帯の平均年間収入(東京都)





資料:東京都福祉保健局「平成 29 年度東京都福祉保健基礎調査」より作成

(図Ⅲ-2)ひとり親世帯になって現在困っていること(複数回答)-母の年齢階級別(東京都)

	総	家	仕	住	家	健	つ 親	子	就 子	に社	7
	数	計	事	居	事	康	い 族	供	職供	つ会	の
		に	に	に	に	に	ての	の	にの	い的	他
		つ	つ	つ	つ	つ	健	世	つ 教	て偏	
		い	い	い	い	い	康	話	い育	見	
		τ	τ	τ	τ	τ	•	に	て・	(
							介	つ	進	世	
							護	()	路	間	
							(こ	τ	•	体	
)	
総数	100.0 (372)	69.1	30.1	15.1	6.5	19.4	11.3	24.2	55.6	8.3	2.7
母子世帯	100.0 (345)	73.6	30.4	16.2	4.9	20.0	11.3	21.7	55.7	8.7	2.6
父子世帯	100.0 (27)	11.1	25.9	-	25.9	11.1	11.1	55.6	55.6	3.7	3.7

資料:東京都福祉保健局「平成 29 年度東京都福祉保健基礎調査」

取組の方向性

- ひとり親家庭の様々な問題について相談に応じることができるよう、相談体制の整備を進めるとともに、ひとり親家庭に対する適切な支援を行う必要があります。併せて、ひとり親家庭が必要とする支援に関する情報を包括的に提供していきます。
- O ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう、安定した就業と子供の健全な育成につなげるため、就業支援、子育て支援や生活の場の整備、経済的支援等、総合的な対策を行います。

都の施策

ア ひとり親家庭の相談や就業支援等

- ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援につなげるための相談体制を充実させます。
- O ひとり親家庭のより安定した就業に向けた支援とともに、就職に有利な 資格取得等の支援を行います。
- ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、 ひとり親家庭になった直後など家事や育児等の日常生活に支障を抱える家 庭への生活支援や、必要な時に子育て支援サービスを適切に利用できるよう にするための体制の充実、子供の学習支援等、多様な支援を行います。
- O ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、引き続き、児童扶養手当・児童育成手当の支給や母子及び父子福祉資金の貸付等の経済的な支援を 行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
227	東京都ひとり親 家庭支援センタ -事業	東京都ひとり親家庭支援センター (母子家庭等就業・自立支援センター)において、ひとり親家庭及びその関係者に対し、生活相談、就業相談、養育費相談、面会交流支援、離婚前後の法律相談、就職情報の提供などの各種支援策を実施します。また、区部に加え、多摩地域に相談拠点を設置、多摩地区のひとり親家庭への相談体制の強化を図ります。	福祉保健局
228	母子・父子自立 支援員の活動	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する相談と、その 自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動 に関する支援を行います。	福祉保健局

229	ひとり親家庭等	ひとり親家庭に対して区市町村が実施する学習支援	福祉保健局
229	生活向上事業	事業や相談事業など、各種生活支援事業への補助	11111111111111111111111111111111111111
	エカドエデ来 の実施	ず来で伯威事来など、日催エル文及事来への開助 を行います。	
230	ひとり親家庭等	在宅就業を希望するひとり親等に対し、一定の期間、	福祉保健局
250	在宅就業推進	業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うととも	
	1	に、在宅就業コーディネータがサポートを行います。	
231	 	町村部に居住する、ひとり親家庭の親及び児童が、高	福祉保健局
231	程度認定試験	等学校卒業程度認定試験に合格するための講座	田田休庭内
	合格支援事業	(通信講座を含む)を受け、これを修了した際に受講	
	口门文放子来	費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受	
		講費用の一部を支給します。(区市居住者は各区	
		市が実施)	
232	母子家庭及び	町村部に居住する母子家庭の母親及び父子家庭の	福祉保健局
	父子家庭自立	 父親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取	
	支援給付金事	得に要する費用の一部を支給します。(区市居住者	
	業	は各区市が実施)	
233	東京都ひとり親	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在	福祉保健局
	家庭高等職業	学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家	
	訓練促進資金	庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付ける	
	貸付事業	とともに、母子・父子自立支援プログラムの策定を受	
		け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親	
		に対し住宅支援資金を貸し付けます。	
234	母子·父子自立	町村部に居住し、児童扶養手当を受給しているひとり	福祉保健局
	支 援プログラム	親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログ	
	策定事業	ラムに基づく就労支援を行います。(区市居住者は各	
		区市が実施)	
235	ひとり親家庭相	就業支援専門員がひとり親家庭に対して、職業能力	福祉保健局
	談窓口強化事	の向上や求職活動等、就業についての相談・支援を	
	業	行います。母子・父子自立支援員と連携し、総合的	
		な支援体制を提供します。	
236	職業訓練の実	母子家庭の母等に対し、民間教育訓練機関等を活	産業労働局
	施(母子家庭	用した職業訓練を実施します。また、公共職業訓練を	
	の母等に対する	受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中、訓	
	職業訓練)	練手当を支給します。	
237	ひとり親家庭ホ	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に	福祉保健局
	ームヘルプサービ	対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の	
	ス事業補助	世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して	
		補助します。	
238	児童扶養手当・	ひとり親家庭等に対する児童扶養手当又は児童育	福祉保健局

	児童育成手当	成手当(育成手当)の支給により、ひとり親家庭等	
	(育成手当)	を経済的に支援します。	
	の支給		
239	母子及び父子	ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸	福祉保健局
	福祉資金の貸	付を実施し、経済的に支援します。	
	付		
240	ひとり親家庭に	ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、	住宅政策本
	対する都営住	世帯向け募集における当せん倍率の優遇や、ポイント	部
	宅の入居機会	方式による募集、若年夫婦・子育て世帯向け定期使	
	の拡大	用住宅の募集、毎月募集の対象者に加えるとともに	
		母子生活支援施設転出者向け特別割当て等を行い	
		ます。	

<東京都ひとり親家庭支援センターロゴマーク>



イ 保育サービス等の整備

O ひとり親家庭の就労継続に不可欠な保育サービス、学童クラブ等の整備 を進めます。

番号	事業名	事業概要	所管局
241	保育サービスの 拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。 (再掲)	福祉保健局
242	認証保育所の 推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。 (再掲)	福祉保健局
243	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。(再掲)	生活文化局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園	福祉保健局

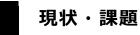
		の整備を推進します。(再掲)	
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供す	教育庁
		 るとともに、地域の子育て支援機能を担う認定 <i>こど</i> も園	
		 を設置する区市町村に対して、指導・助言など広く支	
		 援を行い、地域において子供が健やかに育成される環	
		 境の整備を推進します。	
244	一時預かり事業	保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保	福祉保健局
	補助	育を必要とする時、また育児疲れによる保護者の心理	
		的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児	
		 童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環	
		境を整備する。(再掲)	
245	定期利用保育	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就	福祉保健局
	事業補助	労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を	
		一定程度継続的に保育することで、安心して子育てで	
		きる環境を整備します。 (再掲)	
246	学童クラブ事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校	福祉保健局
	の充実	に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学	
		校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び	
		生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う	
		区市町村に一定の補助を行います。(再掲)	
247	子育て援助活	育児の手助けをしたい人(提供会員)と手助けを受	福祉保健局
	動支援事業	けたい人(依頼会員)が、地域において育児に関す	
	(ファミリー・サポ	る相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミ	
	ート・センター事	リー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけ	
	業)の推進	るとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行	
		います。(再掲)	
248	☆ベビーシッター	待機児童の保護者や、育児休業を1年間取得し復	福祉保健局
	利用支援事業	職した保護者が、保育所等への入所決定までの間、	
		又は夜間帯保育を必要とする保護者が、認可外のベビー	
		シッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と	
		連携して助成します。	
		また、日常生活上の突発的な事情等により一時的に	
		保育が必要になった保護者や、ベビーシッターを活用し	
		た共同保育を必要とする保護者に対し、本事業の参	
		画事業者として認定を受けたベビーシッター事業者によ	
		る保育を提供する区市町村に補助を行います。(再	
		掲)	
249	☆住宅確保要	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者	住宅政策本
	配慮者に対する	(高齢者、障害者、子育て世帯、D V 被害者など)	部

居住支援の推	の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。	
進	以下の3つから成り立ちます。	
	①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度	
	②登録住宅の改修や入居者への経済的支援	
	③住宅確保要配慮者への居住支援	
	東京都居住支援協議会は、区市町村における居住	
	支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支	
	援します。(再掲)	

都民・事業者の取組

O 地域において、NPOや当事者団体等の連携により、ひとり親家庭を支援していきます。

2 高齢者への支援

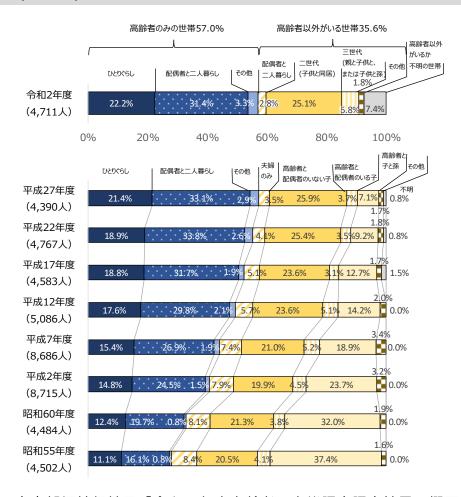


- 〇 令和3年9月時点で、日本の65歳以上の高齢者の人口に占める比率は29.1%です。都内においても23.4%を超える状況となっており、男女比率を見ると、65歳以上では6割弱、75歳以上では6割以上が女性で占められています。
- また、高齢夫婦のみの世帯や高齢者単独世帯は、増加傾向にあります。 令和2年度東京都福祉保健基礎調査『高齢者の生活実態』の結果によると、 世帯構成を世帯類型別でみると、「高齢者のみの世帯」の割合は 57.0%で、 調査を開始した昭和 55 年から増加傾向にあります。このうち、「ひとりぐらし世帯」の割合は、高齢者全体の 22.2%を占めています(図Ⅲ-3)。
- 〇 同調査において、高齢者本人に、介護をしている相手がいるかどうかを たずねたところ「介護している」の割合が 14.3%となり 5 年前から 3.5 ポ イント上昇しています。介護の相手として最も多いのは配偶者で 36.8%、 次いで親が 27.4%となっています。
- 〇 男女とも相対的貧困率は高齢期に上昇する傾向がありますが、総じて男性よりも女性の貧困率は高く、その差は高齢期になるとさらに拡大傾向が見られます。
- 内閣府の「高齢者の日常生活に関する意識調査」では、高齢者自身が将来に何らかの不安を感じていることとして、「自分や配偶者の健康や病気のこと」については、およそ7割で1番大きく、次いで「自分や配偶者が寝たきりや身体が不自由になり介護が必要な状態になること」がおよそ6割となっています。
- O また、内閣府の「高齢者の住宅と生活環境に関する調査結果」によると、全国の60歳以上の単身世帯の男性については、電話や電子メールも含めた会話の頻度が「2~3日に1回」以下の者がおよそ21.6%にものぼります。さらに、内閣府の「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」によると、近所付き合いの程度においては、一人暮らしの男性は「付き合いがほとんどない」が約13.7%と高い結果が出ています。地域ぐるみで高齢者、とりわけ単身男性を見守るとともに、介護や医療分野とも連携して、高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりが求められています。
- 一方、家庭での介護が長期間にわたることによる家族の介護疲れ等を背景に、高齢者虐待が生じています。東京都の「令和元年度高齢者虐待の防止、 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する

調査」によると、家庭内で虐待を受けた高齢者の 75.7%が女性です。一方、虐待者は息子が 39.3%、夫が 18.7%など男性の割合が多くなっています。虐待の種類としては、身体的虐待が 64.1%、心理的虐待が 45.8%となっています。虐待の相談・通報者として、介護保険サービスを受けているケースでは介護支援専門員の割合が高く、介護保険関係者との連携を強めることにより、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の早期発見・早期対応を図ることも重要です。

- 〇 令和 2 年度東京都福祉保健基礎調査「高齢者の生活実態」の結果によると、何歳頃まで働ける社会が理想であるかきいたところ、「70 歳頃まで」が31.2%、「75 歳頃まで」が21.8%、「80 歳頃まで」が10.4%、「80 歳以上で働けるまで」が11.4%で、合わせて74.8%でした。一方、「60 歳頃まで」と「65 歳頃まで」を合わせた割合は12.6%であり、長く働き続けることを希望する高齢者が多いことがうかがえます。
- 〇 総務省「統計からみた我が国の高齢者(65歳以上)」(平成25年)によると、東京都の65歳以上女性の就業希望者比率は、8.6%と全国で1位となっています。
- O 就業を希望する高齢者がこれまでの知識・経験などを活かして他の世代とともに雇用や就業の場で活躍したり、社会活動に参加したりしていくことは、高齢者自身の生きがいになるだけでなく、東京の活力の向上にもつながります。
- 人生 100 年時代にあって、これまで培ってきた経験等が活かされ最も充実した時期を過ごせるよう自らの希望に応じた、仕事や学び、趣味、地域活動ができるよう様々な支援を展開するとともに、健康維持の取組が重要となってきます。

(図Ⅲ-3)『高齢者の生活実態』世帯類型-過去調査との比較



資料:東京都福祉保健局「令和2年度高齢者の実態調査調査結果の概要」より作成

■ 取組の方向性

- 〇 高齢者を地域で見守る体制を整備し、地域ぐるみでの高齢者支援体制を 充実させます。
- 高齢者の培ってきた知識と経験を効果的に活かすことができる就業機会の確保に向けて、高齢者向けの雇用・就業に関する総合的なサービスを提供するとともに、企業に対する啓発を実施します。
- 〇 就業に限らない高齢者の積極的な社会参加を促すため、高齢者のニーズ を踏まえた支援策を周知します。
- 生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができるようにするため、 高齢者が社会生活を営むうえで必要な機能を維持し、健康上の理由で日常生 活が制限されることなく生活できる期間(健康寿命)の延伸を目指していき ます。

ア 地域における高齢者への支援

- 〇 高齢者が住み慣れた地域で、また一人で暮らしていく場合にも、安心して生活していける環境と支援体制を整備します。
- O 都民に直接働きかけるとともに、区市町村等の健康づくりの推進主体の 取組を支援し、連携を促進することで、都民の健康づくりを推進する体制を 整備します。
- 高齢者の知識と経験を活かすため、高齢者向けの雇用・就業に関する総合的なサービスを提供します。
- 高齢者がこれまで培ってきた経験を活かし自らの希望に応じた仕事や学 び、趣味、地域活動にチャレンジできる環境整備を行います。
- 高齢者が自分らしく輝くための健康維持に向けた支援を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
250	救急直接通報	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全	福祉保健局
	システム及び住	を確保するため、救急通報システム及び住宅火災通	
	宅火災直接通	報システムの普及促進を図り、在宅高齢者が家庭内	
	報システムの整	で緊急事態に陥ったとき、又は火災が発生したときに、	
	備支援	東京消防庁へ自動通報することにより、迅速な救援・	
		救助活動を行います。	
		一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全	東京消防庁
		を確保するため、救急直接通報システム及び住宅火	
		災直接通報システムの普及促進を図り、在宅高齢者	
		が家庭内で緊急事態に陥ったとき、又は火災が発生し	
		たときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅	
		速な救援・救助活動を行います。	
251	シルバーピアの整	高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心して生活で	福祉保健局
	備	きるよう、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援	
		助員又はワーデン(管理人)を配置し、バリアフリー化	
		等、高齢者向けに配慮された公的賃貸住宅を整備す	
		る区市町村を支援していきます。	
		一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられ	住宅政策本
		るよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認	部
		や緊急時対応等を行うワーデン(管理人)又はLS	
		A(生活援助員)を配置し、連携する在宅介護支援	

		センター等からサービスを受けられるシルバーピア事業を	
		実施します。	
252	レービス付き高	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相	住宅政策本
232	齢者向け住宅	ハップフリー構造等で行し、女台唯誌リーとへ、エカ伯 談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅	部
	新旬間が住宅	談り一と人等を提供するり一と人内で高齢も同り任名 を登録し、その情報を広く提供します。	יום
	寺の豆跡・閲覧 制度	で豆琢ひ、この自我では、などはひより。	
253	<u> ^{刪及}</u> サービス付き高	│ バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相	全型等
253	りーに入りで同	ハリアフリー構造等を有し、女告確認リーに人、生活相 談サービス等を提供する高齢者向け住宅の家賃等の	住宅政策本 部
	断 旬 凹 6 任 七 の供給助成	談りっこ人等を提供する局配名向り任宅の家員等の 助成を行う等により、サービス付き高齢者向け住宅を	ap
	10分子和助成		
254	宣龄老笠 1 尼	供給します。	全型等
254	高齢者等入居	賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心 1. 7.3 日、賃貸できるたる、利田老(京炊者等)の悪	住宅政策本
	支援事業「あん	して入居・賃貸できるよう、利用者(高齢者等)の費	部
	しん居住制度」	用負担による、見守り・葬儀の実施等のサービスを実施します。	
		施します。(公益財団法人東京都防災・建築まちづく	
255	* • * • ! *	りセンターの自主事業)	
255	単身者向け都	住宅に困窮している単身高齢者に対して、居住の場と	住宅政策本
256	営住宅の公募	しての都営住宅を供給します。	部
256	☆住宅確保要	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者	住宅政策本
	配慮者に対する	(高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など)	部
	居住支援の推	の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。	
	進 	以下の3つから成り立ちます。	
		①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度	
		②登録住宅の改修や入居者への経済的支援	
		③住宅確保要配慮者への居住支援	
		東京都居住支援協議会は、区市町村における居住	
		支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支	
		援します。(再掲)	
257	生活習慣改善	都民一人ひとりが望ましい生活習慣を継続して実践	福祉保健局
	推進事業	し、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、区	
		市町村や民間団体等と連携し、都民自らが負担感の	
		ない生活習慣の改善を実践できるよう、普及啓発及	
		び環境整備を行います。 (再掲)	
258	「ちょっと実行、	健康づくりの視点を取り入れた「『ちょっと実行、ずっと健	福祉保健局
	ずっと健康。」ウ	康。』ウォーキングマップ」(以下「マップ」という。)を作	
	オーキングマップ	成し、マップを活用したウォーキングイベントや健康づくり	
	作成·活用事業	事業に取り組む区市町村を支援します。(再掲)	
259	地域のつながりを	地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態がよいと	福祉保健局
	通じた生活習慣	いう報告があることから、住民の地域とのつながりを醸成	

	改善推進事業	するような生活習慣の改善のための普及啓発事業や	
		健康教育等に取り組む区市町村を支援します。(再	
		掲)	
260	高齢者の雇用	東京しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的	産業労働局
	就業支援事業	なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対	
		する就業相談、キャリアカウンセリング、就業支援セミナ	
		-等の実施により高齢者の就業を支援します。	
261	職業訓練の実	職業能力開発センターにおいて高年齢者向けの職業	産業労働局
	施(高年齢者	訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関を活用	
	訓練)	した委託訓練を実施することにより、高年齢者の就業	
		を支援します。	
262	はつらつ高齢者	身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業	産業労働局
	就業機会創出	情報の提供、あっせんを行う拠点を区市町村と共同し	
	支援事業	て整備します。	
263	シルバー人材セ	シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町	産業労働局
	ンター事業の推	村を通じて補助します。	
	進		

イ 行動しやすいまちづくり

O 高齢者をはじめ、誰もが自由に行動できるようなまちづくりを推進します。

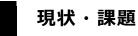
番号	事業名	事業概要	所管局
264	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。 (再掲)	福祉保健局
265	福祉のまちづくり 事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業(再掲) 鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (鉄道駅エレベーター等整備事業) (再掲)	都市整備局都市整備局
		☆鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (ホームドア等整備促進事業) ホームドアの整備を促進し鉄道駅における安全性を確保するため、区市町村と連携してホームドア等の整備に対する補助を行います。(再掲)	都市整備局
		☆鉄道駅総合バリアフリー推進事業	都市整備局

		(バリアフリー基本構想等作成事業)	
		地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、	
		予動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想を作成	
		 する区市町村に対し補助を行います。また、情報提供や技	
		│ │ 術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進します。(再	
		掲)	
		鉄道駅エレベーター整備事業 (再掲)	交通局
		☆ユニバーサルデザインの考え方に基づいた人にやさしい地	交通局
		下鉄車両の導入(再掲)	
266	心と情報のバリア	全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる	福祉保健局
	フリーに向けた普	福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配	
	及·推進	慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備	
		する情報バリアフリーや、全ての人が平等に参加できる社会	
		や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリー	
		の取組を行う区市町村を支援します。(再掲)	

都民・事業者の取組

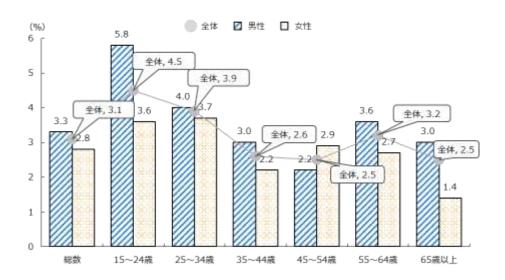
- 〇 高齢者が住み慣れた地域で、また一人で暮らしていく場合にも、安心して生活していけるよう、地域の見守りネットワークの充実を今後も進めていきます。
- 高齢者が自己の能力や経験を生かして活躍できる場を広げていくことで、 高齢者が蓄積してきた知識・経験、技術などを社会に還元できるように努め ていきます。

3 若年層への支援

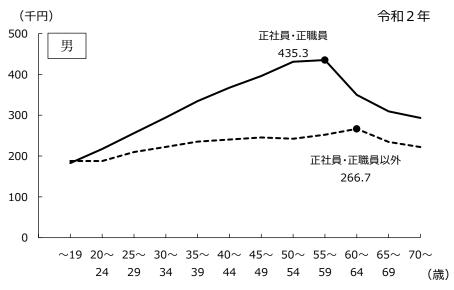


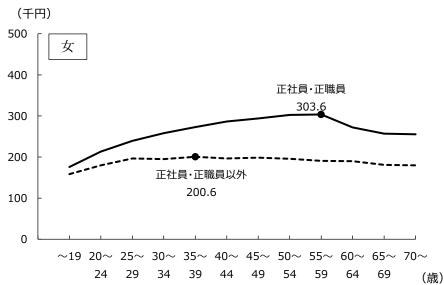
- 産業構造の変化等の影響により、雇用形態が多様化する中で、若年層を中心に、パート・アルバイト、派遣・契約社員などの正社員以外の労働者が増加しています。また、東京都総務局「東京の労働力」によると、都における15~24歳の男性の失業率は令和2年平均で5.8%と、男性全世代平均の3.3%と比べて高くなっています。また、同じく都における15~24歳の女性に関しても、失業率は3.6%で、女性全世代平均の2.8%より高くなっています(図Ⅲ-4)。
- 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」によると、「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」の賃金を比較した時、20歳~24歳においては、「正社員・正職員」を100とした時、「正社員・正職員以外」の賃金は、男性だと86、女性だと84にとどまっています。そして、年齢が上がるほど、格差も拡大する傾向にあります(図Ⅲ-5)。
- 〇 また、厚生労働省の「平成30年若年者雇用実態調査」によると、正社員以外で働いている全国の15~34歳の若年労働者のうち、男性の約5割と女性の約4割は今後正社員として勤務することを希望しています。
- 男性も女性も、多様化する雇用形態の中から、自分の将来を見据えた長期的な視点から働き方の選択ができるよう、若い段階から、キャリアデザインを描く機会を創っていくことが重要です。

(図Ⅲ-4)性・年齢階級別完全失業率(東京都)



資料:東京都総務局「東京の労働力」(令和2年平均)より作成





資料:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」より作成

取組の方向性

- 〇 不安定な就労環境に置かれている若年層の男女に向けた、仕事に関する 相談体制を充実させます。
- 〇 職業訓練、雇用と就業希望のマッチング等により、安定した就業に向け た支援を行います。
- O 男性も女性も、社会構造のあり方も視野にいれ、若いうちからキャリア デザインを描くことができるよう支援をしていきます。

ア 若年層への支援

- 不安定な就労環境に置かれている若年層の男女に向けた、仕事に関する 相談体制を整備します。
- 〇 職業訓練、雇用と就業希望のマッチング等により、安定した就業に向けた支援を実施します。
- O 男性も女性も、社会構造のあり方も視野にいれ、若いうちから人生のライフイベントを見据えた、長期的な視点に立って、キャリアデザインを描くことのできる支援を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
267	☆東京都若者総 合相談センター 「若ナビa」の運営	人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しするため、東京都若者総合支援センター「若ナビ a」を運営しています。	都民安全本部
268	☆若者正社員チャレンジ事業	若年求職者にセミナーと企業内実習を実施することで、社会人としての心構えやスキルを身につけ、就職に向けた意欲や自信の向上を図り、その後の正社員化につなげます。 (再掲)	産業労働局
269	若年者の雇用就 業支援事業	若者の就職支援のために、東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、ワンストップサービスを展開します。個々の状況に応じたきめ細かな相談やカウンセリングに加え、セミナーや合同企業説明会、企業見学等により、若者を就業に結びつけます。	産業労働局
270	職業訓練の実施 (若年者能力開 発訓練)	職業能力開発センターにおいて、中卒者・高校中退者等、主に就業経験の少ない若年者を対象に、職業に必要な知識・技能に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施し、若年者の就業を支援します。また、複数の業種や、企画・製造・販売等の一連の業務を訓練し、若年者の適性や希望にあった業種・職種の選択を支援します。	産業労働局
271	講義用教材の 普及によるキャリ アデザイン意識 の醸成	大学等における講義での活用を前提にした教材「キャリアデザインコンテンツ」の普及により、就職前後の若者のキャリアデザイン意識醸成を図ります。 (再掲)	生活文化局

272	☆キャリアデザイン	スマートフォンやタブレット等で気軽に楽しみながらキャリ	生活文化局
	のためのeラーニン	アデザインについて知るサイト「WILLキャリッジ」を通	
	グコンテンツ提供	じて、高校生や大学生等がキャリアデザインについて考	
		えるきっかけとなる情報を発信します。(再掲)	

<キャリアデザインのための e ラーニングコンテンツ「WILL キャリッジ」イメージ>



都民・事業者の取組

- 地域において、NPOやPTA等の連携により、若年層の就業支援に取り組みます。
- 事業者団体において、若年層と企業とのミスマッチを解消するための取組を検討していきます。
- 〇 若年層を正社員として雇用するための様々な取組について検討していきます。

4 障害者への支援



現状・課題

- 平成 28 年4月、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法(以下「法」という。)が施行されました。法は、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害者が直面する社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供を求めています。
- 平成 30 年には東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する 条例(以下「条例」という)が施行され、法で努力義務としている民間事業 者の合理的配慮の提供を義務としました。
- 合理的配慮の提供に当たっては、障害のある女性は、障害者であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、その状況に応じた当事者が求める適切な配慮の提供が必要です。
- 基本的人権が尊重される社会を守るため、障害者であることを理由として差別が行われたりすることのないよう、啓発活動や適切な相談対応などに取り組んでいく必要があります。

取組の方向性

- 法に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供、環境の整備に取り組みます。
- 特に障害のある女性は、障害者であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、その状況に応じた適切な配慮の提供がなされるよう、啓発等を進めていきます。
- 〇 障害者への偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談 にも適切に対応していきます。

都の施策

ア 障害者への支援

○ 法・条例の趣旨を踏まえた上で、職員が適切に対応するために、都は、 職員対応要領に基づき、具体的な取組を進めていきます。

- 障害や障害者への理解を進め、互いを思いやる心を育む心のバリアフリーや、様々な障害特性に配慮した情報バリアフリーを進めます。
- 障害のある女性は、障害者であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、その状況に応じた適切な配慮の提供がなされるよう、啓発等を進めます。
- 〇 障害者への偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談 にも適切に対応していきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
274	共生社会実現に	障害者差別解消法に基づき、東京都障害者差別解消支	福祉保健局
	向けた障害者理	援地域協議会の運営や専門相談などの体制整備や普及	
	解促進事業	啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を図	
		り、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の	
		実現を目指します。	

<ヘルプマークイメージ>



イ 行動しやすいまちづくり

O 障害者をはじめ、誰もが自由に行動できるまちづくりを推進していきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
274	福祉のまちづくりの	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のま	福祉保健局
	普及·推進 	ちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や	
		東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情	
		報交換や意見調整を行います。(再掲)	

275	福祉のまちづくり	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業(再掲)	都市整備局
	事業の実施	鉄道駅総合バリアフリー推進事業	都市整備局
	3 210 2000	(鉄道駅エレベーター等整備事業)(再掲)	H: 115 TE MIN. 2
		☆鉄道駅総合バリアフリー推進事業	都市整備局
		(ホームドア等整備促進事業)	H 12 TE MIN. 2
		ホームドアの整備を促進し鉄道駅における安全性を確保す	
		るため、区市町村と連携してホームドア等の整備に対する	
		補助を行います。(再掲)	
		☆鉄道駅総合バリアフリー推進事業	都市整備局
		 (バリアフリー基本構想等作成事業)	
		 地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、	
		 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想を作成	
		する区市町村に対し補助を行います。また、情報提供や技	
		術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進します。 (再	
		掲)	
		鉄道駅エレベーター整備事業(再掲)	交通局
		☆ユニバーサルデザインの考え方に基づいた人にやさしい	交通局
		地下鉄車両の導入 (再掲)	
276	☆地下鉄におけ	都営地下鉄駅のトイレ改修	交通局
	るトイレ改修	駅のトイレを利用するすべての人が快適に利用できるよう、	
		ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、出入口の段差	
		解消やベビーチェア・ベビーシートの増設など、清潔感と機能	
		性を備えたトイレに改修(グレードアップ)します。	
		(再掲)	
277	心と情報のバリア	全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる	福祉保健局
	フリーに向けた普	福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配	
	及·推進	慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備	
		する情報バリアフリーや、全ての人が平等に参加できる社会	
		や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリー	
		の取組を行う区市町村を支援します。(再掲)	
278	☆住宅確保要	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者	住宅政策本
	配慮者に対する	(高齢者、障害者、子育て世帯、D V 被害者など)	部
	居住支援の推	の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。	
	進	以下の3つから成り立ちます。	
		①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度	
		②登録住宅の改修や入居者への経済的支援	
		③住宅確保要配慮者への居住支援	

東京都居住支援協議会は、区市町村における居住 支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支 援します。(再掲)

く福祉のまちづくり事業イメージ>





都民・事業者の取組

- O 都民一人ひとりが、法の目的と内容を理解し、それぞれの立場において 自発的に取り組みます。
- 〇 令和3年6月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布され、今後3年以内に施行されます。法改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務となり、事業者は、適切に対応していきます。

5 性的少数者への支援



現状・課題

- 〇 「性」は、出生時に判定された性別(身体の性)、性自認(自分が認識している自分自身の性別)、性的指向(どのような性別の人を好きになるか)など、様々な要素からなると考えられており、「出生時に判定された性と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」というパターンにあてはまらない人たちは、性的少数者(性的マイノリティ)などと呼ばれています。
- O 性的少数者の人たちの中には、自分の性自認あるいは性的指向を打ち明けることで相手との関係が壊れるのではないかと不安を抱えている人がいます。また、日常生活の中での偏見や差別など、社会生活の様々な面で、人権に関わる問題も発生しています。
- 都は、平成30年10月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを明記しました。さらに、条例に基づき、令和元年に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。
- 基本的人権が尊重される社会を守るため、性的少数者であることを理由 に差別が行われたりすることのないよう、啓発活動に取り組む必要があります。
- O また、性的少数者の不安や悩みに対応し、差別などを受けた場合に備えた、適切な相談対応などに取り組む必要があります。
- 〇 令和3年10月から実施した都民等調査では、パートナーシップ制度について、約7割の回答者が性的少数者の方々への必要な施策として挙げており、性的少数者当事者の人権尊重とともに、多様な性に関する都民理解の促進につながることから、都においても制度の導入が求められます。



取組の方向性

○ 性的少数者への偏見や差別が人権侵害であることを周知するため、啓発に取り組むとともに、相談にも適切に対応していきます。

都の施策

ア 性的少数者への支援

- 性的少数者への偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、 相談にも適切に対応していきます。また、行政や企業を始め、様々な団体と の連携を図りつつ、啓発に取り組んでいきます。
- 当事者の声や都民の意見を踏まえたパートナーシップ制度を導入します。

番号	事業名	。 第二章 中国的一种人们的一种人们的一种人们的一种人们的一种人们的一种人们的一种人们的一种人们	所管局
279	☆パートナーシッ	性的マイノリティのパートナー関係の届出を受理、証明し、	総務局
	プ制度の導入	当事者の生活上の困りごと等の軽減につなげるとともに、多	
		様な性に関する都民の理解を推進していきます。	
280	☆都立高校にお	制服の自由選択化を推進する都立高校の取組(教職員	教育庁
	ける制服の自由	の意識啓発や制服PRなど)を支援し、都立高校全体の	
	選択化の推進	制服自由化に向けた機運を高めていきます。	
281	☆性自認及び性	性自認及び性的指向に関する理解を社会により一層浸	総務局
	的指向に関する	透させていくため、民間企業の人事・採用担当者等を対象	
	企業研修	とした無料研修を実施します。受講企業自らがLGBTフ	
		レンドリー宣言を行い、これを都がホームページで公表するこ	
		と等を通じて、事業者における主体的な取組について一層	
		促進していきます。	
282	☆交流の場・機	自らの性のあり方に悩み戸惑う当事者が、生き方のヒントを	総務局
	会提供事業	得ることができるよう、若年層を中心とした当事者同士が安	
		心して集い、交流できる場・機会を提供します。	
283	普及啓発の推進	啓発用の冊子及びリーフレットの作成・配布や、イベント等	総務局
		でのパネル展示を行います。	
284	男女平等参画に	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々	生活文化局
	関する総合相談	な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施しま	
		す。	
285	人権問題に関す	東京都人権プラザにおいて、人権相談(一般相談)を実	総務局
	る相談	施します。	
286	☆性自認及び性	性自認及び性的指向に関して、当事者や保護者等からの	総務局
	的指向に関する	相談に応じます。	
	相談		

<東京都人権プラザ>



都民・事業者の取組

O 性的少数者への偏見や差別をなくし、全ての人々の人権が尊重される社 会の実現を目指していきます。